

◎新潟県告示第639号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 指定売りさばき人の名称
有限会社雪椿にいがたサービス
- 2 取り消し年月日
平成30年6月30日